

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例案
令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和27年条例第68号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第39条第2項及び第73条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）」及び「の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収」を削る。
- (2) 第2条中「得た額」の次に「。次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（入札占用指針における占用料の額の最低額の下限額）

第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額（次項において「占用料の額の最低額の下限額」という。）は、別表に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料の額の最低額の下限額を別に定めることができる。

(3) 別表中

「

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	250 円	190 円	130 円
-------------------------------	------------------	----------	----------	----------

を

」

「

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	250円	190円	130円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額		

に

」

改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可に係る占用料について適用し、同日前の当該許可に係る占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

道路法に基づき、道路の占有及び入札の実施に関する指針を定めるに当たり、占用料の額の最低額の下限額を定めるとともに、高架の道路の路面下等に設ける施設に係る占用料の額を新たに定めるため、本案を提出する。